



施策の推進

第3章 施策の推進

本基本方針に基づく食の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、食の安全・安心の確保に関する施策を所管する庁内関係局と連携するとともに、消費者、食品関連事業者等と意見交換を行い、施策へ反映させます。

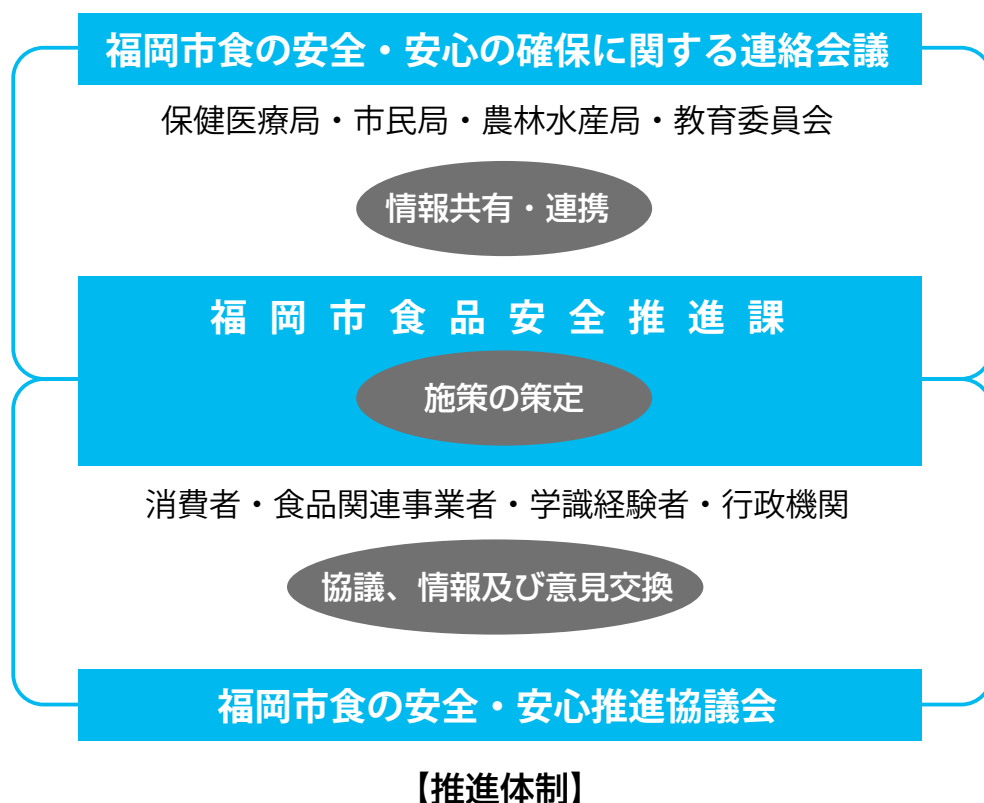
第1 推進体制

1 庁内関係局との連携

食の安全・安心の確保に関する施策を所管する庁内関係局との連携を強化するため、「福岡市食の安全・安心の確保に関する連絡会議^{*}」を設置し、施策を共有し、連携して取り組みます。

2 消費者、食品関連事業者、学識経験者等との情報・意見交換

消費者、食品関連事業者、学識経験者及び行政機関で構成する「福岡市食の安全・安心推進協議会^{*}」を設置し、食の安全・安心の確保に関する施策についての協議や関係者間の相互理解促進のための情報及び意見交換を行い、施策に活かします。



第2 基本方針の見直し

本基本方針は、食を取り巻く環境の変化や制度改正等などがあった場合、必要に応じて見直しを行います。なお、改定がない場合も、最長で10年が経過した時点で、見直すこととします。